

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務分掌等について、必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 条例第1条に掲げる課の内部組織は、次のとおりとする。

総務企画課

総務係

経理企画係

資格管理課

資格係

保険料係

給付課

給付係

事業係

健康長寿係

(事務分掌)

第3条 前条に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、当該分掌以外の事務を取り扱わせることができる。

総務係

- (1) 広域連合長等の秘書に関すること。
- (2) 広域連合の組織に関すること。
- (3) 職員の人事、給与、服務等に関すること。
- (4) 広報・公聴に関すること（経理企画係の所管に関するものを除く。）。
- (5) 文書の收受、保管等に関すること。
- (6) 公印の使用に関すること。
- (7) 条例、規則等の審査及び公布に関すること。
- (8) 情報の公開に関すること。
- (9) 個人情報保護に関すること。
- (10) 広域連合議会に関すること。
- (11) 行政委員会に関すること。
- (12) 事務局の庶務に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他課及び課内の他係の主管に属しないこと。

経理企画係

- (1) 広域連合の予算その他の財務及び出納に関すること。
- (2) 事務の総合調整・企画に関すること。
- (3) 広域計画の立案に関すること。
- (4) 広報（しおり、その他印刷物の作成に限る。）に関すること。

資格係

- (1) 被保険者の資格管理に関すること。
- (2) 資格確認書等の交付に関すること。
- (3) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムに関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

保険料係

- (1) 保険料率の決定に関すること。
- (2) 保険料の賦課に関すること。
- (3) 保険料の収納支援に関すること。

給付係

- (1) 後期高齢者医療給付に関すること。
- (2) レセプトの審査・点検に関すること。
- (3) 現金給付に係る審査・支払に関すること。
- (4) 一部負担金の負担割合相違に関すること。
- (5) 被保険者の資格喪失後受診に関すること。

事業係

- (1) 給付課の予算・決算に関すること。
- (2) レセプトの開示等に関すること。
- (3) 第三者行為求償に関すること。
- (4) 医療費適正化に関すること。
- (5) 現物給付に係る支払に関すること。
- (6) 債権の管理に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

健康長寿係

- (1) 高齢者保健事業に関すること。

（職の設置）

第4条 事務局に置く職員（臨時の者及び非常勤の者を除く。）の職は、次のとおりとする。

- (1) 事務局に事務局長及び次長
- (2) 課に課長及び課長補佐
- (3) 係に係長

2 前項に定めるもののほか、広域連合長が必要と認めるときは、事務局に参事、主幹、担当係長及び主査を置くことができる。

（職務）

第5条 事務局長は、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 次長は、事務局長を補佐する。
- 3 課長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐は、課長を補佐するとともに、上司の命を受け、担当事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、係の分掌事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。ただし、当該係に担当係長を置く場合、担当係長が掌理する事務及び当該事務に従事する職員の指揮監督を除く。
- 6 担当係長は、上司の命を受け、係の分掌事務のうち特定の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
- 7 その他の職員は、上司の命を受け、担当事務の処理に当たる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第9号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第19号）

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和6年規則第20号）

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和7年規則第8号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第5号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。